

専門家会議の構成について

（イージス・アショア整備推進本部設置要綱（防衛大臣指示第 1 号。）
令和元年 6 月 1 7 日）（抜粋）

（専門家会議）

第 7 イージス・アショア整備推進本部が実施するイージス・アショアの整備に係る電波環境調査、地質・測量調査その他の調査に関することについて、技術的見地から検証を行い、イージス・アショア整備推進本部に対して助言を行うため、イージス・アショア整備推進本部に、各種調査の技術的検証に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置く。

- 2 専門家会議は、学識経験者のうちから、事務次官が委嘱した委員で構成する。
- 3 専門家会議に座長を置き、委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、専門家会議を招集し、会務を整理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、専門家会議への出席を求めることができる。
- 6 専門家会議の庶務は、地方協力局地方協力企画課において処理する。

（以上）